

職員の飲酒運転に伴う懲戒処分等に係る基準

(平成25年5月31日)

職員の飲酒運転に伴う懲戒処分等については、次の基準により判断するものとする。

1. 飲酒運転での交通事故

飲酒運転（酒酔い及び酒気帯び運転）で交通事故を起こした職員は免職とする。

ただし、災害時等やむを得ないと認められる場合に限り、停職又は減給とすることができる。

2. 交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、免職とする。

ただし、災害時等やむを得ないと認められる場合に限り、停職又は減給とすることができる。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。

ただし、災害時等やむを得ないと認められる場合に限り、停職又は減給とすることができる。

3. 飲酒運転の同乗者等

次に掲げる職員は、具体的な状況、悪質性等も考慮のうえ、原則として、上記に規定する飲酒運転をした運転者と同様に取り扱うものとする。

ア 運転者が飲酒運転であると知りながら当該運転者が運転する車両に同乗した職員

イ 運転者が飲酒運転となることを知りながら、当該運転者に飲酒を勧めた、又は酒類を提供した職員

ウ 運転者が飲酒運転となることを知りながら、当該飲酒運転を容認した職員

4. 職員の報告

職員は、1から3に該当するような事案を起こした場合には、その日時、場所及び内容等を記載した書面を、所属長を通じて、速やかに人事主管課長に提出するものとする。

5. 処分量定の加重、又は減免

処分の具体的な量定の決定に当たっては、

ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。

- イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- ウ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- エ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- オ 過去に非違行為を行っているか。

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、上記に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。

また、職員が、1から3に該当するような事案を起こしたにも関わらず、その報告を怠った場合、又は故意に事実を隠ぺいしたと認められる場合には、それぞれに定める量定以上の処分とする場合があるものとする。

この基準は、平成25年5月31日以降に発生した事案に係る懲戒処分等について適用する。